

ANGLE

Vol.90
秋号
2022.09.01

ビジネスの新しい視点（アングル）を探る情報誌

- C 経営メモ | SDGsと企業のかかわり その2 …… 1
- C 相 続 | 今押さえておきたい事業承継税制のポイントについて …… 2
- C 労 務 | 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 …… 3-4
- C 税 務 | 電帳法の実務上の論点まとめ（最新版） …… 5-6
- C お 知 ら せ | セミナーのご案内 …… 7



「日本の四季」…ゆかりの地域を写真で紹介。今回は7月に開設した宮崎本部。宮崎の西都原古墳群のコスモスです。



C R E A S
CORPORATE ADVISERS

LONG TERM GOOD RELATION

日本クレアス税理士法人 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズ

SDGsと企業のかかわり その2



グループ代表 中村 亨
Nakamura Toru

-management memo-

さて、前号に引き続きSDGsについてお話していこうと思います。今回は、SDGsの基本とビジネスの関わりについて、その導入部分に触れました。今回はもう少し掘り下げて、個々の企業がSDGsを実践するにあたり、どういう体制を整えればいいのか？というところをお話していきます。

SDGsは現在のビジネストレンドに影響を与えている！

これまでのビジネスは「結果志向」でした。ここで言う「結果」とはカネなどの経済的価値のことです。企業はこの経済的価値の増大を中心にビジネスを考えてきました。

しかしながら、その思わぬ副産物としてESG問題などの社会的問題が発生してしまいました。

つまり、「結果」に至るまでの「プロセス」によって、環境破壊、経済格差、違法労働など、ESG問題が深刻化してしまった、ということです。

ビジネスにおいて経済的価値を無視することはできません。しかし、そのみを追い求めると、ESG問題によってビジネス環境そのもの（地球、社会、人）の存続可能性が損なわれてしまいます。

よって、私たちはこうしたビジネスの「結果志向」から「プロセス志向」へと考え方を転換する必要があります。

プロセス志向のビジネスとは、言わば「ソーシャルビジネス」のことです。

「結果（＝カネなどの経済的価値）を得ることにより社会貢献する」のではなく、「ビジネスプロセスの中で社会貢献し結果を作り出す」というベクトルの転換が、これからのビジネストレンドでは少しずつ主流になっていくでしょう。

顧客ニーズの変化に対応できているか？

顧客ニーズの質的变化についても企業は目を配らなければなりません。

その変化とは、世の中全般として、商品やサービス内容そのものだけではなく、商品やサービスが提供されるプロセスの社会性へのニーズが高まっているという変化です。

つまり、品質やコストなどの「経済性」に加え、自然環境や人権への配慮といった「社会性」が求められるということです。

これは自社に限ったことではなく、取引先の企業にまで範囲が及びます。

発注先の企業で人権侵害などの問題が発生すれば、発注元の企業の説明責任まで問われることになります。

いわゆる、「サプライチェーン」全体の「社会性」の高さが望まれているということです。

ESG問題は、企業の存続だけではなく、社会全体の存続の問題です。

消費者の視点が変わり、ニーズが変化することも自然なことでしょう。

以上、ビジネストレンドの変化についてお話ししました。

SDGsの時代、企業には経済性と社会性、どちらも求められている、ということですね。

次号ではこの「経済性＋社会性」という観点から、実際に皆さんの会社の現状がSDGsに適した経営体制をとれているのか？ということをチェックしていく、というステップに進んでみたいと思います。

お楽しみに。

※今回の経営メモは「会計士 中村亨の『経営の羅針盤』」第24回の内容を抜粋したものです。本編をホームページにてご覧いただけます。（右記QRコード参照）





今押さえておきたい事業承継税制のポイントについて

Inheritance Topics

2022年度の税制改正において、法人版事業承継税制の「特例承継計画の提出期限」が2023年3月31日から1年延長され、2024年3月31日までとすることが決まりました。

事業承継税制とは、先代経営者から事業の承継を受けた後継者が、相続または贈与で非上場株式を引き継いだときに、一定の要件をクリアすることで株式の贈与税や相続税を繰り延べる（納税の猶予を受ける）ことができる制度のことです。事業承継税制自体は、一般措置として2009年に創設されたものですが、猶予税額が充分でないことや雇用維持の要件などが厳しく、非常に使い勝手の悪い制度でした。

そこで2018年から約10年間の期限付きで特例措置が創設され抜本的な拡充がされました。

この特例措置を適用する際の、最初の手続きである「特例承継計画の提出期限」が1年間延長されたのです。

一般措置と特例措置の違い

特例措置は税金面での優遇とともに、後継者の経営不安や、万が一の時の税負担も軽減されるようになり、事業承継に悩む中小企業の経営者にとって非常に魅力ある制度に変わりました。それぞれの違いについては下記の通りです。

- ・納税猶予（免除）の対象株式数が発行済株式総数の3分の2から全株式に拡充
- ・納税猶予される相続税額が80%までだったものが100%に拡大
- ・承継後5年間は雇用の8割を維持する必要があったが、下回った理由を記載した報告書の提出及び確認を受けることで納税猶予が継続可能
- ・自主廃業や売却の場合、承継時の株価を基に税額を納付する必要があったものが、実際に廃業や売却をする際の株価を基に税額計算を行えるように変更

提出期限の到来前に必ず押さえてほしいポイント

特例承継計画の提出が1年延長されたものの、計画書を提出することによって、贈与・相続について納税猶予を受けることができるという根本の部分は変わっていません。

贈与の場合には、計画的に特例承継計画の提出をすることが出来ますが、相続は予期せず突然発生する可能性があります。自分には関係ないと2024年3月31日までに特例承認計画の提出をせずに、突然相続が発生してしまった場合、特例措置の事業承継税制を適用することはできません。

もちろん一般措置は適用可能ですが、相続の場合の税額猶予は80%までで、後継者に一部税負担が発生すること、5年間に渡る雇用維持の厳しい要件や、経営悪化による自主廃業や売却時には高額な税額が重くのしかかるなど、後継者の経営不安を払拭できない部分があります。

つまり、突然の相続に備えて特例承継計画の提出をしておくことが重要なのです。

特例承継計画を提出したからといって期間内に必ず贈与を行う必要はないですが、提出さえしておけば、万が一のことが起きても特例措置の事業承継税制を適用することができます。

今回のコロナ感染症のように、いつ経営者ご本人の健康リスクが脅かされるかは誰にも予想ができません。特例承継計画の提出は、自社の経営を安定させるためのリスクヘッジとしてご検討頂く余地があるのではないのでしょうか。



日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先は TEL 03-3593-3236
MAIL info@j-creas.com

執行役員 税理士 中川 義敬



短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

2022年10月より、パート・アルバイト等の短時間労働者に対する社会保険の適用が、従業員数101人以上の企業に拡大されます。現状は従業員数501人以上の企業が対象であることから、非常に多くの企業が対応を迫られることになります。



新たに適用となる企業

10月1日の施行日時点において新たに適用となるのは、2021年10月から2022年9月までの各月において6か月以上、厚生年金保険の被保険者数が100人を超える企業（特定適用事業所）となります。

※従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。



新たに広がった従業員要件

特定適用事業所において雇用される短時間労働者のうち、次の要件（4要件）をすべて満たす場合には社会保険に加入することとなります。

【要件1】 週の所定労働時間が20時間以上

契約上の所定労働時間であり臨時に生じた残業時間は含みませんが、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、その状態が引き続くと思込まれる場合は3か月目から加入となります。

【要件2】 月額賃金が8.8万円以上

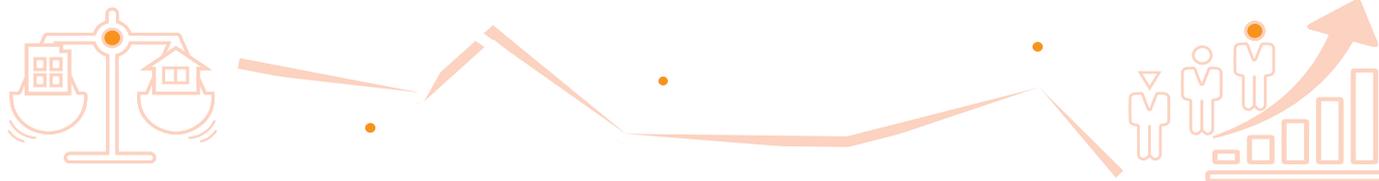
基本給や諸手当の額で判断し、次の賃金は算入しません。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ・ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ・ 時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- ・ 最低賃金において算入しないとされる賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当等）

【要件3】 2か月を超える雇用の見込みがあること

【要件4】 学生ではないこと

※短時間労働者のうち、1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上である労働者は、4要件にかかわらずこれまで通り被保険者となります。



被保険者資格取得までのスケジュール

【本年8月頃】

2021年10月から2022年7月までの各月のうち、厚生年金保険の被保険者数が6か月以上100人を超えた場合には、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が企業に送付されます。

【本年10月頃】

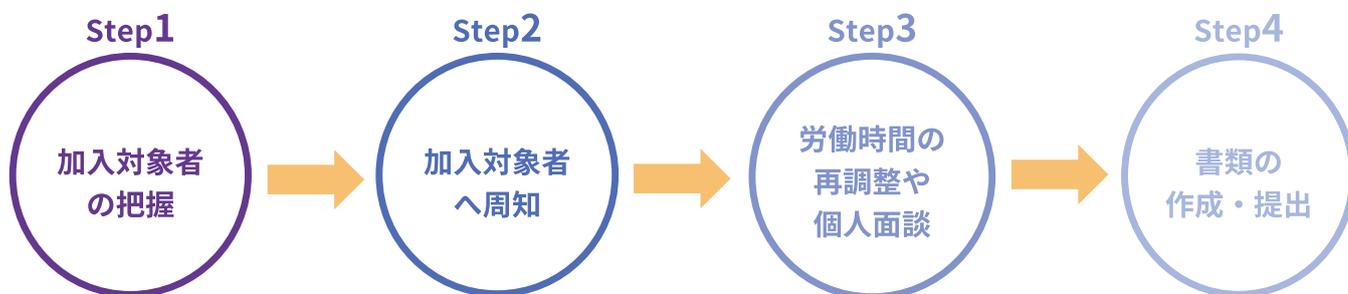
上記企業に対して、「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。当該通知書が届いた企業については、別途「特定適用事業所該当届」を届け出る必要はありません。

【10月5日まで】

適用拡大により、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者は、「被保険者資格取得届」を届け出る必要があります。

企業が行うべき事前準備

特定適用事業所に該当する企業は、10月の施行に備え、次の手順にて従業員の方へ制度の説明を行うとよいでしょう。



2024年10月からは、さらに従業員数51人以上の企業に適用が拡大されます。

従業員によっては、労働時間を延長又は短縮することを希望する場合もあり、それにより収入に影響が生じるため、企業は従業員へ早めの情報提供を行うことが望ましいでしょう。

日本クリアス社会保険労務士法人では、加入対象者の把握や手続き代行など、社会保険適用拡大に関する支援を行っております。ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。





【概要】

本年2022年1月より改正電子帳簿保存法が施行されました。昨年2021年末に電子取引の電子保存義務化は2023年12月まで2年間の紙保存容認となりました。電子保存の対応をする準備期間が延びたとホッと胸をなでおろしている会社様も多いのではないのでしょうか。

電子帳簿保存法における保存の方法については実務上の不明点がまだまだ多く、準備期間である今年に入ってから、多くの問い合わせが国税庁に寄せられているのが現状のようです。そのような中、2022年6月30日に国税庁はすでにリリースしていた電子帳簿保存法に係る一問一答を論点を増やした形で改定を行いました。2022年1月に公表していた「お問い合わせの多いご質問」をこの一問一答に統合し、さらに2022年（令和4年）度税制改正にかかる論点、及び国税庁にお問い合わせがあった内容などを盛り込んで改定を行っています。問い合わせの多い項目に「★」を付けるなど、メリハリをつけた表示となっています。

今回はこの電子帳簿保存法の改定一問一答をそれぞれ「帳簿書類」「スキャナ保存」「電子取引」のカテゴリごとに読み解き、実務上特に気になるこれまで不明瞭だった論点の取扱いを最新版としてまとめてご説明いたします。

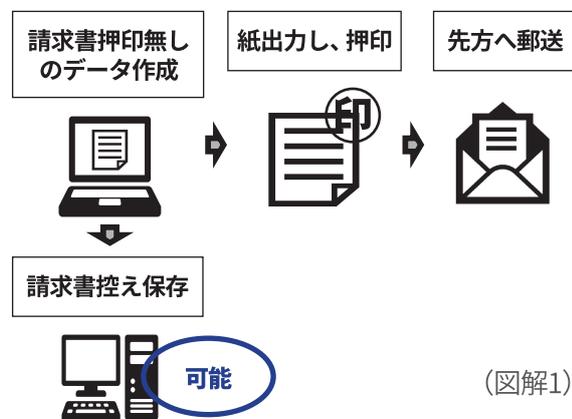
【帳簿書類関係の改正一問一答】

■画像ファイルやPDF形式に変換して保存されている電子データ<問22>

国税関係帳簿（いわゆる会計帳簿）に係る電子データ保存については、「ダウンロードの求め（電磁的記録の提示・提出の要求）」に応じることができるようにしておく必要がありますが、**画像ファイルやPDF形式に変換して保存されている電子データについては、一般的には、検索性等の劣るものであると考えられます。**したがって、検索性等を備えたデータ（CSV形式等）も併せて保存しているなど、**検索性を担保した保存方法が必要**となります。

■代表者印等が表示されていない状態の電子データ保存<問25>

またPC等で作成した請求書等を紙出力したものに代表者印や社印を押印して相手方に送付した場合について、**代表者印等が表示されていない状態の電子データ保存をもってその請求書等の控えの保存に代えることができる**こととした取扱いが示されました。これは原則としてはPCで作成した請求書等に加筆修正を加えると適正な電子データ保存の方式にならないとしていますが、例えば単なる代表者印等のみの加筆である場合はその控えとしての適正な保存であるとしています。（図解1）

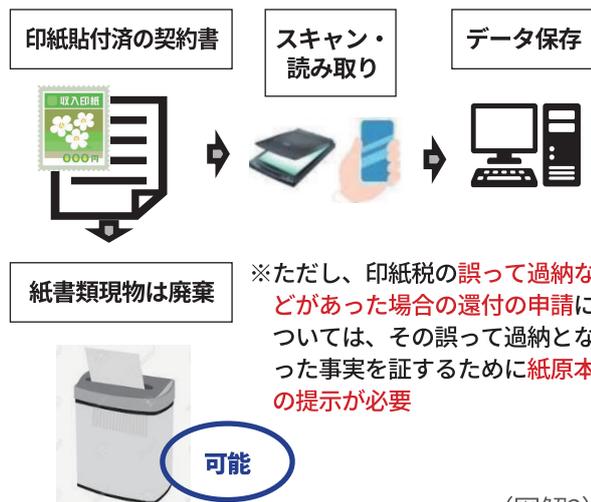


【スキャナ保存関係の改正一問一答】

■収入印紙が貼付された契約書等の書類<問3>

スキャナ保存に係る電子データ保存については、スキャナで読み取り、折れ曲がり等がないか等の同等確認を行った後であれば、紙による領収証等の書類は即時に廃棄することとしています。今回の改定では**収入印紙が貼付された契約書等の書類についても収入印紙を貼付した後にスキャナで読み取って最低限の同等確認を行った後であれば、収入印紙が貼付されたその契約書等を即時に廃棄しても問題ないことと明文化**しています。

ただし、印紙税の誤って過納などがあった場合の還付の申請については、その誤って過納となった事実を証するために紙原本の提示が必要となるため、スキャナデータとして保存した後の電子データに基づいて印紙税の誤った過納に係る還付を受けることはできないため注意が必要となります。（図解2）



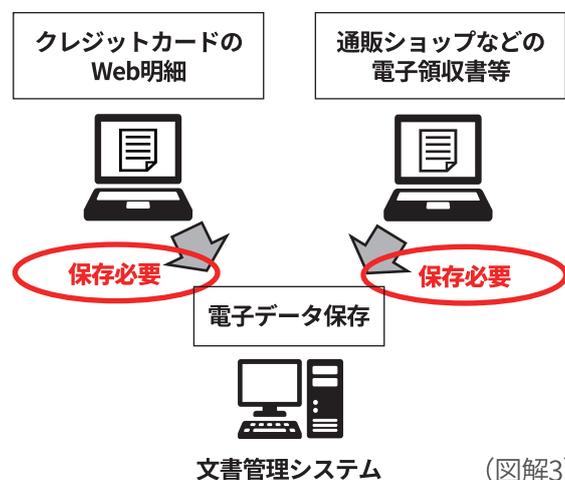
【電子取引関係の改正一問一答】

電子取引に係る電子データ保存については、電子データ保存義務化の観点から、保存義務者の関心が最も高く、また実務上も多くの論点が存在するため、今回の改定も最も多くの項目が追加されています。重要な論点を解説してまいります。

■クレジットカードの利用明細データ等<問4回答(へ)>

クレジットカードの複数の購入取引内容が記載されたWeb明細を受領した場合に、そのWeb明細データ自体も電子取引に該当することから、電子データ保存が必要です。また、そのWeb明細に含まれている個々の取引についても、請求書・領収書を電子データ（電子領収証）として保存している場合には、クレジットカードの利用明細データ等とは別途、その電子領収証保存が必要となる取扱いが追加されました。

さらに消費税の仕入税額控除要件の観点からもクレジットカードのWeb明細と個々の取引明細（電子インボイス）の両方をもって適格請求書の記載要件を満たす場合には、その両方の電子データを保存する必要があることを申し添えておきます。（図解3）



（図解3）

■インターネットバンキングを利用した振込等<問9>

インターネットバンキングを利用した振込等については、その取引情報の紙正本が別途郵送されるなどといった事情がない限り、EDI取引として電子取引に該当します。この場合の電子帳簿保存法上、保存しなければならない記載内容は、振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等が記載された電子データとなり、そのデータ（又は画面）をダウンロードする又は印刷機能等によってPDFファイルを作成するなどの方法によって保存を行うことになります。

■データの内容を合理的な方法により編集された状態で保存されたもの<問37、40>

買い手側においてExcelやWordのファイル形式で受領した電子データをPDFファイルに変換して保存したり、相手方からパスワードが付された電子データを、パスワードを解除してから保存することは、取引内容が変更される恐れのない合理的な方法による編集と考えられるため、適正な保存方法として問題ないこととなります。

また売り手である自社が発行した請求書データの保存について、発行した請求書データの内容について変更されるおそれがなく、合理的な方法により編集された状態で保存されたものであると認められるデータベースであれば問題ないこととされています。電子データ保存する場合には、必ずしも買い手である相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないとは解されないこととしています。

■サイトからダウンロードできる領収書等<問17、39>

インターネットサイトからダウンロードできる領収書等のデータの電子データ保存については、そのデータをダウンロードできることとなった時点が原則的な電子データ保存を行うタイミングだと考えられます。ただし領収書等データについては、その取引の日が属する年分の保存データであることから、適宜のタイミングでまとめてダウンロードを行う場合であっても、その年分中にダウンロードを行い、要件に従って保存を行う必要があることに注意が必要となります。

またデータ保存については、PC上やサーバ上のみならず、スマートフォン上でも、真実性や可視性の保存要件を満たしているのであれば、適正な保存方法として認められています。

■雑所得者の業務に係る電子取引の保存の範囲<問59>

2022年（令和4年）分の所得税法上の雑所得（副業として行っているような講演料収入、原稿執筆収入）からは、前々年の収入金額の合計が300万円を超える場合には、そのやりとりした請求書・領収書等「現金預金取引等関係書類」を電子データで授受した場合には電子データ保存する義務が生じることになるので注意が必要です。

裏を返せば、上記の「現金預金取引等関係書類」のみを保存すればよく、それ以外の書類等については保存義務が生じないと解されます。

※電子取引の電子データ保存義務化については、弊社の「電子帳簿保存法セミナー」において、より詳しく解説を行っておりますので、この機会にぜひご視聴ください。

URL : <https://j-creas.com/seminar/8331/>

日本クレアス税理士法人 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズでは最新情報をお伝えするセミナーを多数開催しています。いずれも参加は無料で、来場or Zoomウェビナーを使用したオンラインでの参加をお選びいただけます。全国の皆様のご参加をお待ちしております。

【財務デューデリジェンスセミナー】M&Aにおける財務デューデリジェンス「3つの視点」



2022年9月15日（木）15:00-17:00

(株)コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング主催

M&Aにおける一連のプロセスにおいては、財務デューデリジェンスにより対象会社の実態純資産や正常収益力を評価するための手続が行われ、その結果を踏まえて企業価値の評価を行います。また、M&A後の統合業務（PMI）の一環として、タイムリーに適正な決算が報告されるための経理体制の整備・構築が行われます。財務デューデリジェンスは買収プロセスにおいて対象会社の情報にアクセスできる重要な機会であり、この機会を価値算定やPMIに役立てていくための実務上の留意点を解説します。

【インボイス制度セミナー】導入に向けた実務のポイント



2022年9月20日（火）15:00-16:45

日本クレアス税理士法人主催

2023年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。インボイス制度とは、買い手が仕入に係る消費税について、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として適格請求書（インボイス）等の保存を義務付ける制度です。適格請求書の交付については税務署長の登録を受ける必要がありますが、その申請は2021年10月1日から開始されています。本セミナーでは、インボイス制度の概要と、制度を導入するための実務上のポイントを解説します。

【M&A 成功確率向上セミナー 2022】買い手が押さえておくべき M&A 成功のポイント



2022年9月22日（木）13:30-15:25【第1部：戦略・案件開拓・価値算定編】

(株)コーポレート・アドバイザーズM&A主催

2022年10月27日（木）13:30-15:25【第2部：PMIを見据えたデューデリジェンス活用編】

M&Aを成功に導くために買い手が押さえておくべき事項について、各専門家が事例に基づき解説します。第1部では「成功」が求められる時代に知っておくべき最新の傾向、戦略に合った売り手の見つけ方や高値掴みをせず魅力的な会社・事業を取得するために知っておきたいポイントなどを解説します。第2部では、PMIの全体像、人事・労務の観点からのPMIに役立つ情報収集のポイントや財務デューデリジェンスの実務上の留意点などをお伝えします。

【ハラスメントセミナー】最新事例に学ぶ企業のリスク対応法



2022年9月27日（火）14:00-15:30

日本クレアス社会保険労務士法人主催

中小企業においては2022年4月から防止策を講ずることが義務付けられ、ハラスメントに対する企業の対応は、これまで以上に厳しい目で見られています。ハラスメント対策が重要になっている一方で、DX・テレワークの浸透、多様な人材の活躍などによる新たなハラスメント問題も生じており、企業は新しい対応を次々と求められています。本セミナーでは、近時のハラスメント事情についてお伝えし、企業が今行うべきハラスメント対策について解説します。

【電子帳簿保存法セミナー】改正電子帳簿保存法への対応



2022年9月28日（水）10:00-12:00

日本クレアス税理士法人主催

2022年1月に改正電子帳簿保存法が施行されました。現在、電子帳簿保存法の正しい理解は欠かせないものと考えます。電子データで受領したものは、保存要件を満たした電子データで保存することが求められますが、改正内容を十分に理解し万全な社内体制を構築している企業はまだ少ないようです。本セミナーでは、電子帳簿保存法の改正内容を、Q&Aを交えながら詳しく解説いたします。

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人

東京 大阪 高崎 富山 千葉 宮崎



TEL 03-3593-3235 (代表)

MAIL info@j-creas.com

- 東京本社 -

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビルディング33階

本誌「アングル」に関するお問合せや
発送停止、発送先の追加や変更などは
下記のQRコードよりお問合せください。

